なごみ

第　２１６　号
２０２０年３月１日 発行
編集・発行
和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター内）
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

子どもの人権

「人権」とは、世界中の人たちが生まれながらにして持っている権利のことです。人権はどんな人にも等しくあります。もちろん、子どもにもあり、意思や、考えがあります。赤ちゃんの時期は服のカラーやデザインは親の好みで選びますが、自我が芽生える年頃になっても、子どもの好みを聞いたりすることなく、親の好みを押しつけたりしていませんか？衣服だけに限らず、子どもが親の意に反して嫌と言ったり、意見を言ったりすることは、成長の芽生えでもあります。頭ごなしに反対したり、叱ったりしないで、子どもの主張にも耳を傾けてあげてください。大人にとっては些細な事でも、子どもにとっては重要な事であったりします。意志や、考えを尊重することが人権です。まずは聞いてあげてください。そして、一緒に考えてあげてください。そのうえで、ダメだと判断した時は、何がダメなのか、親として、大人として子どもが理解できるように話をして、アドバイスしてあげてください。子どもの成長に見合った家庭教育は親の役目でもあります。家の中でも外でも、親が手本となる行動を子どもに見せることが重要です。子どもの気持ちや態度に寄り添いながら、人権について一緒に考え、話し合う時間を持つことも大切なことですね。

人権について考えよう

みんなで築こう 人権のまちづくり

子どもの権利条約

子どもの権利条約とは、１８歳までのすべての子どもの権利を守るために、子ども一人ひとりが大切にされるという約束を交わした国際条約のことです。

この条約に定められている権利は大きく４つに分けられています。

生きる権利
すべての子どもの命が守られること

育つ権利
持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること

守られる権利
暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

1989年、ユニセフ(国際連合児童基金)をはじめ、国際機関や世界の国々が協 力して、世界のすべての子どもが持つ 権利をさだめた「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」を作り、ここに書かれた権利を守っていこうと 約束されました。１９９４年に日本も加入しました。

この条約に書かれた権利が実現するように指導する責任は、まずは保護者にあります。大人へと成長する途中の子どもたちには、保護や配慮が必要です。すべての子どもが幸せに成長できるよう、取り組んでいくことが重要です。

人権問題でお困りの方

法務大臣から委嘱された人権擁護委員さんが相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談下さい。

３月の相談日

●月日…３月27日（金）

●時間…午後１時30分から４時まで

●場所…人権ふれあいセンター

また、人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）
TEL 78-3488
FAX 78-3212